

福生市教育委員会会議録  
平成22年第3回定例会

- |   |       |               |             |     |                 |     |       |
|---|-------|---------------|-------------|-----|-----------------|-----|-------|
| 1 | 開催年月日 | 平成22年3月26日(金) |             |     |                 |     |       |
| 2 | 開始時刻  | 午前10時00分      |             |     |                 |     |       |
| 3 | 終了時刻  | 午前11時45分      |             |     |                 |     |       |
| 4 | 場 所   | 第2棟4階 第2委員会   |             |     |                 |     |       |
| 5 | 出席委員  | 委 員 長         | 長 谷 川       | 貞 夫 | 委 員 長 職務代理者     | 平 野 | 裕 子   |
|   |       | 委 員           | 加 藤         | 美 子 | 委 員             | 渡 辺 | 浩 行   |
|   |       | 教 育 長         | 宮 城         | 眞 一 |                 |     |       |
| 6 | 欠席委員  | なし            |             |     |                 |     |       |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長       | 宮 田         | 満   | 参 事             | 川 越 | 孝 洋   |
|   |       | 庶 務 課 長       | 天 野         | 幸 次 | 学 校 給 食 課 長     | 土 井 | 眞 裕   |
|   |       | 社 会 教 育 課 長   | 高 木         | 裕   | ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 鳥 越 | 之     |
|   |       |               | 国 体 準 備 室 長 |     | 公 民 館 長         | 伊 東 | 静 一   |
|   |       |               |             |     | 図 書 館 長         | 森 田 | 秀 敏   |
|   |       |               |             |     | 主 導 主 幹         | 栗 林 | 昭 彦   |
|   |       |               |             |     | 指 導 主 事         | 並 木 | 茂 男   |
|   |       |               |             |     | 指 導 主 事         | 田 村 | 亜 紀 子 |
| 8 | 傍 聴 人 | なし            |             |     |                 |     |       |

(裏面に続く)

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 18 号 福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則  
について
- 日程第 4 議案第 19 号 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則  
について
- 日程第 5 議案第 20 号 福生市公民館処務規則の一部を改正する規則について
- 日程第 6 議案第 21 号 福生市教育委員会等の事務委任及び補助執行に関する規  
程の一部改正について
- 日程第 7 議案第 22 号 福生市教育委員会事務局専決規程の一部改正について
- 日程第 8 議案第 23 号 福生市教育委員会表彰規程の一部改正について
- 日程第 9 議案第 24 号 福生市教育委員会事務局及び教育機関職員の勤務時間、  
休憩時間等に関する規程の一部改正について
- 日程第 10 議案第 25 号 組織改正に伴う教育委員会に係る要綱の整理に関する要  
綱について
- 日程第 11 議案第 26 号 福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱の一部改正につい  
て
- 日程第 12 議案第 27 号 「第二期福生市生涯学習推進計画」を策定するための福  
生市の生涯学習の振興方策に伴う答申について
- 日程第 13 議案第 28 号 福生市体育指導委員の委嘱について
- 日程第 14 議案第 29 号 福生市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 15 報告第 2 号 福生第三小学校における通級指導学級の新設について
- 日程第 16 報告第 3 号 平成 22 年度全国学力・学習状況調査の実施について
- 日程第 17 報告第 4 号 平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施  
について
- 日程第 18 報告第 5 号 平成 21 年度「学校評価書」報告（各学校自己評価、関係  
者評価の総括）について
- 日程第 19 報告第 6 号 福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職  
員の人事異動について

本会議の結果は、別紙記載のとおりである。

委員 長 それでは、ただ今から平成 22 年第 3 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行ないます。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、加藤美子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。

ここで日程についてお諮りします。

日程第 18、報告第 5 号、平成 21 年度「学校評価書」報告（各学校自己評価、関係者評価の総括）については、参事が説明員となっておりますが、出張の予定が入ってしまいましたので、日程第 3、議案第 18 号の前に審議したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長 御異議なしと認めまして、よって日程第 18、報告第 5 号は、日程第 3、議案第 18 号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についての前に審議することといたします。

さらに、日程第 3、議案第 18 号から日程第 11、議案第 26 号までは、引用法令の改正に伴う改正で関連がございますので、一括して審議したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長 御異議なしと認めます。よって日程第 3、議案第 18 号から日程第 11、議案第 26 号までは、一括して審議することといたします。

それでは日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教 育 長 それでは報告をさせていただきます。つい先日も教育委員会臨時会をお願いしたところでございましたが、本日はまた定例会で、今月は大分お出かけをいただくことが多かったわけでありまして、御出席いただきましてありがとうございます。

去る 3 月 13 日に、懸案でありました教育委員会表彰につきまして、第 1 回表彰式を執り行うことができました。この間、制度検討あるいはその表彰案件の整理等々につきまして、様々御指導いただいていたわけでありまして、大変ありがとうございました。おかげでまずは第 1 回表彰式までこぎつけたところでございます。初めてのことで何かと、準備の段階で不行き届きもあったかと存じますが、被表彰者の皆さんには全員の方に御出席をいただいて、無事終了いたしましたところでございます。当日のことなどを含めまして、制度全体等につきましてもお気付きの点などございましたら、後程また御指摘をいただきたいと存じます。

では幾つか申し上げますが、まず一つは取り急ぎの案件といたしまして、臨時校長会におきます、他市における自殺に関連しての指導のことにつきまして、御報告を申し上げたいと思います。

1月下旬に、児童虐待の報道がされていたところであったわけであり、学校におけます対応につきましても、児童・生徒観察の注意が必要であることから、2月下旬の定例校長会の折にも、児童虐待防止等に関する法律による早期発見の義務、通告の義務等につきまして、改めて指導方、確認をいたしたところでございました。

それからわずかの間、3月初旬に、今度は他市におきまして中学生が自殺をするとの報道があったところでございます。私どもは、その事態につきましても報道の限りでありまして、詳細は承知をしているわけではありませんが、大変痛ましいものであったわけであり、この事態を受けまして、都教育委員会におきましても素早い対応をいたしておりましたが、私ども市教育委員会といたしましても3月8日に臨時校長会を招集いたしまして、学校におけます児童・生徒への指導につきまして、改めて指示をいたしたところでございます。

この種の事態につきましても、その一部には過剰な反応といった批判的な意見もあるところであるわけですが、私といたしましては、この種の事態につきましてもむしろ連鎖といったことに大変懸念をするところでありました。特に発達段階の子どもの心の連鎖、行動の連鎖、その予防が重要であろうと考えておりまして、校長会にはその旨、児童・生徒や教職員に注意をいたすべく指示をいたしたところでございます。その上で改めて校内での児童・生徒のいじめなど、児童・生徒の行動観察について徹底をするとともに、改めて職員への指導・教育についても校長からされるよう、特に指示をいたしたところでございました。

続きまして学校教育関係では、学校教育サポートチーム実践研究発表会を2月19日に執り行わせていただきました。当日は委員の皆様方にも御出席をいただいているところでございまして、大変ありがとうございました。平成20年度、平成21年度と2年間にわたり委託研究事業として取り組んでまいりましたスクールソーシャルワーカー事業でございしますが、この事業に併せましてその他学校を支えています活動を総括し、整理をしながら、それぞれの成果をサポートチーム実践研究事業として集約をして、その調査結果についての発表をいたしたところでございます。

当日の発表によりましてスクールソーシャルワーカー、あるいは登校支援員、学校不適應指導員などの活動の実態については御理解をいただけたかと存じます。当日は各方面に御案内を差し上げてあったと

ころでございますが、出席者の中には遠来の方もおられたようでございます。まずは委託事業に対する結果の報告として出せたわけでございます。ここまでの関係職員やサポーターなど、多くの皆さんの御尽力に御礼を申し上げたいと思います。

この事業につきましては、研究事業ではあったわけではありますが、今後は正規の事業と位置づけ、継続的な活動とし、内容の充実に努めてまいりたいと思っております。その後の活動の充実によりまして、福生市固有の三課題といたしております課題改善、あるいは解消に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートを3月13日に行なわせていただきました。今年を取組事業は、目玉事業の一つであったわけございまして、この事業につきましても委員の御出席をいただいているところでございます。当日は入場前から行列ができていたとのことでもありました。各校の児童・生徒にありましては、この日まで練習を重ね、発表に臨んだことでもあります。中には慣れない大きな会場であがってしまった子どもたちもいたようだといった報告も聞いておりますが、最後まで懸命な演奏が行なわれていたと感じたところでもあります。

この事業につきましては、各校の音楽担当の努力も大変大きかったことではありますが、併せて市教育センターの指導員の御指導、応援もありました。中でも丸山指導員はコンサートにまとめ上げるまでの尽力をいただいたことございまして、この点大変感謝をするものであります。また、当日私が偶然舞台裏を見ましたときに、中学校の教員が舞台裏での準備にあれこれ生徒の指導に当たっておりましたが、その働きぶりも大変見事なものでありまして、一つ感心をしたところございまして。1回目のコンサートで反省点もまた多々あったかと思っておりますが、併せましてお気付きの点など御指摘をちょうだいできればと思います。

なお、この事業につきましては、今回各校ごとの発表と、それから最後の合同演奏にまとめておりましたが、このような方向での繰り返しが本来のこの「まちづくりコンサート」と言えるかどうかになりますと、若干これは考慮すべきところがあるかと考えるところでございます。今後のこの事業の基本となる考え方や方向につきましては、より充実した内容の事業にすべく検討していかなければならないと感じたところでもあります。

続きまして小・中学校の卒業式が、3月19日中学校、3月25日小学校で行なわれたところでございます。委員の皆様方には各校におけます告辞をいただいたところございまして、大変ありがとうございます。

ました。特にこれといった事件・事故の報告もなく、各校とも整然と行なわれ、無事終了したことでございました。この点につきましてもまたお気づきの点など御指摘をいただければと存じます。そしてまた4月に入りましてから、4月6日、7日と入学式が執り行われます。卒業式同様に告辞をいただくわけですが、よろしく願い申し上げます。

続きまして3月21日に中学生による「東京駅伝」が行なわれておりまして、報告をさせていただきます。東京都で初の51区市町村、すなわち23区26市、そして二つの町の中学校2年生による対抗駅伝競走が行なわれたところであります。福生市からは三つの中学校から選抜され、補欠選手を含めまして21人の登録をして参加したところでございます。成績は、男子は51チーム中27位、女子は50チームでございましたが、50チーム中45位といった成果でございました。

当日は夜半来の強風等々の影響で、会場である競技場の整備に若干課題があったところではございましたが、1時間遅れで競技は始まったところではございました。1時間遅れでありましたので、子どもたちのコンディションも若干心配はされたのでございますけれども、コーチにあたられた指導教員の指示のもと、特に体調を崩すこともなく、子どもたちは無事競技を終えたところでございます。最後までしっかりとたすきをつなぎ、見事な完走で、大変な健闘であったのではなかったかとお伝えできますことは、大変うれしいことだと思っております。

学校数からいきましても、また生徒数から言いましても、福生市の学校は、他地区から比べれば小規模であろうかと思えます。そういった中でこのような成績を残せたことは、なかなか大変なことであつたろうと思えます。私どもとしては思わず手に汗を握るような場面もありまして、ある意味で心地よい感動をもらったところでございました。やはり大勢の応援があれば、子どもたちにとってはもっと大きな励みになったのではないかと若干の反省をしたところでございます。

次に社会教育関係で、第二期生涯学習推進計画策定のための振興方策のあり方についての答申をちょうだいいたしました。これは、昨年市教育委員会から諮問いたしまして、社会教育委員の会議で御検討いただいて、その答申をいただいたところでございます。後程担当からも説明をさせますが、お聞き取りいただければと思えます。

この間、社会教育委員の会議におきましては12回の会議を重ね、またその間にはアンケート調査やフォーラム、生涯学習団体へのヒアリング、シンポジウムなど、多彩な活動を繰り広げる中で答申としてまとめ上げていただいたとのことでございますので、その御労苦に感謝

を申し上げたいと存じます。今後この答申を踏まえまして、全庁にわたる計画の策定作業に当たりまして、第二期生涯学習推進計画案をまとめ、委員会にもお示しをさせていただきたいと考えております。

続きまして市の動向で1点、第4期基本計画につきまして決定がされました。これにつきましては印刷・製本の作業に入っておりまして、ほぼでき上がったようではありますが、目下その配布のための作業に当たっているようでございます。私どもに届き次第、委員各位にはお届けをさせていただきたいと思っております。

それから、3月27日には文化財審議会が行なわれる予定であります。また3月30日には国体準備委員会、常任委員会などが予定されます。この国体の常任委員会につきましては、今後の実行委員会設立に向けての協議が行なわれることになるところでございます。

続きまして諸会議につきましては、市議会が3月2日から3月29日の会期で、平成22年第1回の定例会議が持たれているところでございます。全ての議案の審議は終わっておりまして、最終日3月29日の本会議におけます審査待ちといった状態でございます。市教育委員会からも提案いたしております条例改正案など、それぞれ提案通り決定すべきものとして委員会での可決はされているところでございます。なお、会議結果につきましては次回委員会に報告をさせていただきます。

それから昨日、交通安全対策協議会が行われております。ここでは春の交通安全運動につきましても御協議をいただいております。4月6日から4月15日の間、交通安全運動が展開されるとのことで決定をされております。時期的には新入学児童の登下校、あるいは自転車での通行などにおける交通安全の指摘がされたところでございます。また地域の皆さんにも交通安全テントを出していただいて、運動の応援をいただくこととなっているところでございます。

その他といたしまして、新型インフルエンザの状況でございますが、目下のところは、学校の状況としては大変落ち着いております。一見終息かと思われるところでございます。ただ報道などを見ますと、まだ油断ができないといった専門家の御意見もあるようでございますので、私どもとしては、この動きについては注視をしなければいけないかと思っておりますが、学校としては落ち着いていることだけ御報告を申し上げておきたいと思っております。

最後になりますが、4月1日、そして4月2日と人事発令あるいは教職員の辞令伝達等が行なわれるところでございます。一般行政職員にありましては定年で退職をいたします者、他部署に移ります者、それぞれでございますが、各職員にありましては力を込めて勤めてまい

ったところでもございました。あるいは委員各位の目からはまだ至らないところもあったかと存じます。指導・監督に当たるものとして、ともどもその点についてのお詫びを申し上げるとともに、この1年の委員各位の御指導・御支援に、職員を代表して感謝と御礼を申し上げる次第でございます。大変お世話になりました。

また参事にあっては3年間の派遣期間を終了して、他市の学校長に現職復帰することとなりました。慣れない土地や風土の中での勤務に苦労はあったかと思いますが、福生市の学校教育の充実を目指しての尽力と業績をたたえ、労をねぎらうところでもあります。新任校での今後の健闘を祈念したいと思います。このような次第で現スタッフでの定例会は本日が最終になります。今回は担当職員も変わることになりますが、引き続きよろしく御指導をいただきたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

委員 長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたら、お願いいたします。

平野 委員 それでは、小・中学校の卒業式に参列させていただきました感想を述べさせていただきますと思います。私が参りました中学校も小学校も、大変立派な卒業式でした。中学校も大変落ち着いておりましたし、大きな服装の乱れも、会場内での乱れもなく、本当に整然と、粛々として行なわれて、とてもよかったですと思います。昨日参りました小学校も、子どもたちが先生の指示なしにきちんと式を進行できていまして、6年生になるとこれほど大きく成長して落ち着いてできるのかと、とても感動いたしました。

小学校・中学校とも子どもたちの成長に感動するとともに、ここまで先生方がしっかり御指導してくださったと、今回はそちらで感動して涙が出たほどです。小学校も、子どもたちの合唱もとても素晴らしかったですし、本当に子どもたち全体を大きなリボンでくくって中学校の先生にお送りしますので、どうぞよろしく申し上げますと、私の隣にいらっしゃいました中学副校長にお願いしました。先生も大きくなずいてくださいました。また校長も、今年は自信を持って中学校にお送りいたしますとのお言葉を聞きまして、本当にとてもうれしく思いました。とても感動した卒業式でございました。

卒業式での合唱なのですけれども、年々子どもたちの合唱の質も上がってきている気がいたしました。先程ありました児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート、いつかこの中にも子どもたちのすばらしい合唱が入っていくと、また聞いている人の楽しみも増えるかと、そのような感想を持ちました。以上でございます。

加藤 委員 私も、小学校の卒業式で感動したのは、点呼されるとはっきり

した声、今までにないような大きな声で返事をして、元気がいいといったことと、本当に先生の御指導がきめ細かくなされていることが非常に、平野委員とともに今回、卒業式に出て一番感じたところだと思います。以上です。

委員長 他にございますか。

小学校、中学校卒業式の実施時間は事務局でわかりますか。どれくらいかかったのか。整理ができましたら、次回報告をお願いします。少し長くなると緊張感が持ちきれずにふらつく児童も、小学校の場合は出てくるかと思えます。中学校でもそうかと思えますが、その辺り、時間を調べておいてほしいと要望を出しまして、教育長報告は終わりにしたいと思えます。よろしいでしょうか。

また、先程教育長からありましたように、ここで人事異動があり、本日限りのスタッフもおります。本当にありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

それでは、先程日程についてお諮りしました、日程第 18、報告第 5 号、平成 21 年度「学校評価書」報告（各学校自己評価、関係者評価の総括）についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 議案説明の順番を入れ替えていただきまして大変恐縮でございます。申し訳ございません。それでは日程 18、報告第 5 号、平成 21 年度「学校評価書」につきまして御報告を申し上げます。

この小・中学校学校評価につきましましては、学校教育法第 43 条におきまして、学校に関する保護者・地域住民の関係者の理解を深め、これらの者との連携・協力の推進に資するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することについて定めていることに基づきまして、学校教育法施行規則第 66 条におきましては、当該小・中学校の教育活動その他の学校運営の状況につきまして、自ら評価を行い、その結果を公表することとございます。第 67 条におきましては、学校関係者による評価を行ない、そのことについては評価の結果を公表するように努めることと、義務規定並びに努力規定で定められていることとございます。このことにつきましましては既に御案内のとおりかと思っております。

本年度も同評価書及び概要書の提出が、各学校の校長よりなされたところとございまして、本日はそのような定めに基づき、教育委員会に御報告を申し上げるところとございます。それでは本日の資料につきましましては、各学校の概要書を準備させていただいております。なお、この概要書の根拠となりますそれぞれの評価書、及び評価の資料につきましましては冊子としてまとめておりますので、後程御覧いただければ

と存じます。

本日は各学校の概要書の説明につきましては省かせていただきますが、各学校とも本年度の当初、学校の経営計画及び評価計画に基づきまして目標を設定されておりまして、その目標に対する結果で根拠を明らかにしているところでございます。当然のことながらこの評価につきましては、各学校はホームページ並びに学校便り等で公表を行いまして、次年度の学校経営に反映させるべく指導をしているところでございます。

この概要書、小学校7校、中学校3校分は学校長より提出をされたものにつきましての御報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。あらかじめこの評価総括表は見させていただいているものです。

平野委員 各学校、自己評価並びに学校関係者の評価、とてもよくまとめて、一目瞭然でわかるようにしていただいております。

ここを見ていると最初に気になったのは、学校関係者の評価の総括のですけども、どの学校も大変これを重視してくださっていますが、各学校のアンケート回収率にとってもばらつきがある気がいたします。やはりアンケートの回収率が保護者並びに関係者の関心度と比例するものかと思っておりますので、この回収率も高めていただくよう、少しその辺りを見直して回収率を上げるようにしていただければ、もっと細かな要望等が出てくるのではないかと思います。

委員長 提言としてでよろしいですね。

もう少し各学校の概要が揃うようにしてください。要するに字数制限や項目を考えてみるのも一つの手だと思います。学校によって極めて細かい場合もあり、少しばらつきがあるかと気になりました。中身はよくわかります。さらに見やすい形になっていくと良いと思います。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第5は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第5号は原案のとおり承認することといたします。

それでは、先程日程についてお諮りしました、日程第3、議案第18号から日程第11、議案第26号までを一括して、庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第3、議案第18号から、日程第11、議案第26号まで、関連がございますので続けて御説明させていただきます。

まず議案第 18 号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてでございます。提案理由でございますが、平成 22 年 4 月 1 日の市組織の改正に伴いまして、本規則を改正する必要があるため、本議案を提出するものでございます。内容につきましては、恐れ入りますが既に御配付してございます附属資料で御説明させていただきます。議案第 18 号附属資料、こちらの新旧対照表に基づきまして御説明を申し上げます。

まず今回の組織改正に伴いまして、第 2 条別表第 1 につきまして、課名及び係名の変更を行ないます。社会教育課につきましては生涯学習推進課、そして社会教育係につきましては生涯学習推進係と名称が変更となります。そして新たに地域教育支援係が新設されることとなります。

そして別表第 1 の一番下でございます国体準備室、国体準備係につきましては、市長部局への移管に伴いまして削除をするものでございます。

そしてその下の別表第 2 でございます。まず現行の法令、一番上の (11) でございますが、育英資金支給事業の廃止に伴いまして、こちらの (11) 「育英資金に関する事」につきましては削除いたします。そしてその欄、下がりまして (18) 「PTA に関する事」につきましても庶務課から削除いたします。

施設係でございます。この度の組織改正に伴いまして庶務課施設係で行なっております事業内容、工事及び修繕につきましては、1 件 130 万円以上のものにつきましては都市建設部に業務が移管となります。その関係での業務内容の文言修正となっております。

そして右側を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては先程申し上げました課名及び係名の変更になっております。生涯学習推進課、生涯学習推進係の課名変更、係名変更となっております。そして現行の社会教育係の事務でございます (8) 「青少年の健全育成に関する事」は社会教育係からは削除いたします。

その下の欄でございますが、今回新たに地域教育支援係が新設されますので、地域教育支援係の事務分掌を定めた内容でございます。改正の欄でございますけれども、先程庶務係で削除いたしました「PTA に関する事」は、こちらの係の (6) に入っております。そして社会教育係で所管しておりました「青少年の健全育成に関する事」につきましては、地域教育支援係の (1) に新たに盛り込んでおります。そしてそのほかの事務につきましては新たに加筆を加えたものでございます。

そして最後に、現行では国体準備室、国体準備係がございますけれ

ども、市長部局への移管に伴いましてその部分は削除をするものでございます。

これが議案第 18 号の福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についての説明でございます。

続きまして、議案第 19 号、組織改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則についてでございます。こちらにつきましても提案理由は先程と同様でございます。組織改正に伴う改正となっております。こちらの説明につきましても、恐れ入りますが附属資料で御説明をさせていただきます。議案第 19 号附属資料、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まずこの規則の、第 1 条、第 2 条に分かれておりますけれども、第 1 条につきましては福生市教育委員会公印規則の一部改正になっておりまして、現行の社会教育課長を、改正で生涯学習推進課長に変更するものでございます。

そして第 2 条でございますが、こちらは福生市社会教育委員会議規則、こちらの一部改正になっておりまして、現行の教育委員会事務局社会教育課を、教育委員会事務局生涯学習推進課に変更をするものでございます。以上が議案第 19 号の説明でございます。

続きまして、議案第 20 号、福生市公民館処務規則の一部を改正する規則についてでございます。こちらにつきましても提案理由は同様でございます。説明につきましては恐れ入りますが同じく議案第 20 号附属資料、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

この公民館処務規則につきましては、公民館の事務を処理するため必要な事項を定めた内容になっておりますが、第 4 条、事務分掌のところでございます。まず（8）につきましては文言の追加を行ないまして、「生涯学習推進事業を含む」を括弧書きにして、新たに追加をしたものでございます。（10）でございますが、これは規程を整備いたしまして「社会教育備品」、そして括弧として「（体育用備品を除く。）の無償貸出に関する事」に変更させていただいております。そして（14）でございますが、こちら文言の修正でございます。会館の管理運営に関することとございますけれども、「さくら会館、松林会館及び白梅会館の管理及び運営に関する事」と文言の修正を行っております。そして改正案（16）でございますが、新たに追加することといたしまして、「市民文化祭の実施に関する事」との文言を追加させていただいております。以上が議案第 20 号の説明とさせていただきます。

次に議案第 21 号、福生市教育委員会等の事務委任及び補助執行に関する規程の一部改正について御説明をいたします。提案理由でござい

ますけれども、福生市育英資金支給条例の廃止に伴いまして、規定の整備をしたいため本規程を改正する必要があるものでございます。恐れ入ります、説明につきましては議案第 21 号附属資料を御覧いただきたいと思っております。

こちらの規程でございますけれども、地方自治法の定めに基づきまして、市長の権限に属する事務の一部を、教育委員会、そして教育長並びに事務局職員等への事務委任及び補助執行について規定をしたものでございますが、第 2 条におきまして文言の整理をいたしまして、現行では「教育長事務局」といった形になっておりますが、ここに句点を入れまして「教育長、事務局」と文言の整理をいたしております。そして（2）のエでございますが、「育英資金に関すること」で、育英資金に関する事務についてはここからは削除いたしております。

続きまして、議案第 22 号、福生市教育委員会事務局専決規程の一部改正についてでございます。こちらの提案理由につきましても、4 月 1 日の市組織改正に伴いまして改正をするものでございます。説明につきましては議案第 22 号附属資料、新旧対照表がでございます。

こちらの中の第 5 条でございますが、教育委員会事務局の課長の専決事案につきましても規定をしているものでございますが、庶務課長におきましては、先程申し上げました施設系の工事・修繕に関する部分の大きな部分につきましては、都市建設部に移管いたしますので、文言を修正いたしまして、「学校施設の軽易な工事及び修繕に関すること」と文言を修正いたしております。

そして（4）でございますが、学校給食課長の専決事案でございます。（5）に新たに追加いたしまして、「学校給食センターの維持管理に関すること」を、学校給食課長の専決事案に新たに加えております。

そして 5 でございますが、社会教育課長、これは名称変更で、改正案では生涯学習推進課長に名称を変更してございます。そして現行の（6）社会教育備品（体育用備品を除く）の無償貸出しに関することにつきましては、これを削除いたしまして、公民館の庶務規則にこちらが入っておりますので、社会教育課長の専決事案からは削除するものでございます。

そして現行、7 の国体準備室長の専決事案でございますが、こちらが市長部局への移管に伴いまして、この部分については削除をするものでございます。

続きまして、議案第 23 号、福生市教育委員会表彰規程の一部改正についてでございます。こちら提案理由につきましては、市組織改正に伴う内容となっております。

恐れ入ります、議案第 23 号附属資料、新旧対照表を御覧いただきたいと思ひます。こちらが教育委員会表彰の表彰審査会の委員を定めた別表第 2 でございますが、その中で「社会教育課長」がござひます。こちらを「生涯学習推進課長」に変更するものでござひます。

次に議案第 24 号、福生市教育委員会事務局及び教育機関職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正についてでござひます。提案理由でござひますけれども、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴ひまして、規定を整備したいため、本規程を改正する必要があるものでござひます。

内容につきましては、議案第 24 号附属資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思ひます。こちらにつきましては東京都の条例が改正になりまして、学校における校長以下の教職員につきましては勤務時間の短縮がされます。1 日 7 時間 45 分といった規定で、休憩時間につきまして 45 分となります。そうしますと市事務職員、用務職員につきましては、現行休憩時間 1 時間と規定をしてござひますので、学校教職員の勤務時間と、市職員の勤務時間がずれてしまひます。学校管理下にある職員でござひますので、それを避けるために学校の教職員と同じ勤務時間体系にする内容になっておりまひす。その定めた規程の一部を改正いたしまひして、学校での市職員の勤務時間をここで改正したいといった内容になっておりまひす。

続きまして議案第 25 号、組織改正に伴う教育委員会に係る要綱の整理に関する要綱についてでござひます。提案理由でござひますが、こちらでも 4 月 1 日の組織改正に伴う内容となっております。

内容につきましては議案第 25 号の新旧対照表を御覧いただきたいと思ひます。まず三つの要綱からなっております。一つ目が一番上でござひます福生市生涯学習事業推進本部設置要綱の一部改正でござひますが、こちらにつきましても第 6 条においては「社会教育課」を「生涯学習推進課」への名称変更でござひます。

そして別表の中におきましても部の名称変更、「福祉部長」が「福祉保健部長」に、そして「社会教育課長」が「生涯学習推進課長」に変更するものでござひます。そしてその下の段に、福生市青少年海外派遣事業実施要綱の一部改正の新旧対照表がござひますが、こちらにおきましても社会教育課の名称変更の内容となっております。

そして一番下でござひますが、福生市国民体育大会開催準備連絡会議設置要綱、こちらの規定でござひますけれども、こちらにつきましても国体準備室が市長部局に移管することから、改正案としては「総務部国体準備室長」と文言の変更をするものでござひます。

続きまして、議案第 26 号でござひます。議案第 26 号附属資料を御

覧いただきたいと思います。本議案の提案理由でございますけれども、学校保健安全法が一部改正でございます、そのためにこちらの規程の整備をするものでございまして、内容といたしましては新旧対照表にございます病名の変更です。

現行では「伝染病又は伝染性の病気」といった表現でございますが、「伝染病」を、今回の学校保健安全法の改正では「感染症」と文言が変わりましたので、こちらにおきましても改正案として「感染症又は感染性の病気」との文言に変更をするものでございます。

以上、日程第3、議案第18号から、日程第11、議案第26号までの説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。順番に聞いていきましょう。

議案第18号について質問はございますか。

それでは、地域教育支援係にPTAを移されましたね。PTAはどちらかという、学校教育と一般的に分類されるかと思っておりますけれども、それはその後の「学校と地域の連携」がPTAでも強いだろうといった意味からでしょうか。

次長 PTAでございますけれども、社会教育関係団体といった位置づけになっておりまして、その補助金も社会教育課から支払をさせていただいております。以上です。

委員長 わかりました。他に質疑はございませんか。

では、議案第19号について質問はございますか。

議案第20号について質問はございますか。

平野委員 議案第20号について、教えていただきたいのは改正案で「市民文化祭の実施に関すること」が新たに入っておりますけど、これは今までどちらに入っていたのか教えていただきたいと思います。

それから8番に括弧付けで「生涯学習推進事業を含む」となっておりますけれども、今までも市の主催事業であるとか、これに関する事業はあったと思うのですが、ここに特別括弧付けされたことを教えていただきたいと思います。

次長 御質問の「市民文化祭の実施に関すること」でございますが、公民館長の職務の一つとして市民会館の管理・運営もございまして、当市の芸術文化振興事業は市民会館の主たる事業でございまして、その中で現実的には市民文化祭の実施が、行政で行なっている事業としては最大の事業でございまして、従来は社会教育課でこの事業を管掌しておりましたけれども、本来のあるべきところに移したことでございまして。

8番目の「生涯学習推進事業を含む」の文言でございますけれども、恐れ入ります、附属資料、処務規則の一部改正に係ることでござい

すが、生涯学習推進課、生涯学習推進係の（１）に「生涯学習に関すること」がございませう。この「生涯学習に関すること」といいますのは、生涯学習推進計画を主につくる計画立案の部分でございまして、これの実施方を行なう場所は公民館でございませう。現実的には公民館が生涯学習事業を市の中で受け持っておりますので、そこへ実施方の文言を入れたこととございませう。これは他市でもこのようなことになっているわけで、それに合わせたこともございませうが、ここで実施主体を明らかにしたといったことが主な理由でございませう。以上です。

委員長 追加で質問します。市総合体育大会に関することはスポーツ振興課に入っていますか。体育館に入っていますか。平仄を合わせる意味での質問です。平仄が合っていたほうが良いと思います。

次長 位置付けはスポーツ振興課の事務です。

委員長 わかりました。いずれにしてもこれ自体は反対、賛成ではなくて、体育関係と文化関係で似た位置付けにあらうかと思っておりますので、平仄を合わせていきませんかといった提言でございませう。

ほかに御質問はありませんか。

では次に議案第 21 号について質問はございませうか。よろしいですか。

議案第 22 号について質問はございませうか。よろしいですか。

議案第 23 号について質問はございませうか。よろしいですか。

議案第 24 号について質問はございませうか。よろしいですか。

議案第 25 号について質問はございませうか。よろしいですか。

議案第 26 号について質問はございませうか。よろしいですか。

それでは質疑を終わります。

議案第 18 号から議案第 26 号までを 1 議題ごとにお諮りいたします。

議案第 18 号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案のとおり可決することといたします。

議案第 19 号、組織改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決することといたします。

議案第 20 号、福生市公民館処務規則の一部を改正する規則については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決する

ことといたします。

議案第 21 号、福生市教育委員会等の事務委任及び補助執行に関する規程の一部改正については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案のとおり可決することといたします。

議案第 22 号、福生市教育委員会事務局専決規程の一部改正については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 22 号は原案のとおり可決することといたします。

議案第 23 号、福生市教育委員会表彰規程の一部改正については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 23 号は原案のとおり可決することといたします。

議案第 24 号、福生市教育委員会事務局及び教育機関職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 24 号は原案のとおり可決することといたします。

議案第 25 号、組織改正に伴う教育委員会に係る要綱の整理に関する要綱については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 25 号は原案のとおり可決することといたします。

議案第 26 号、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 26 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 12、議案第 27 号、「第二期福生市生涯学習推進計画」を策定するための福生市の生涯学習の振興方策に伴う答申についてを議題といたします。社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは日程第 12、議案第 27 号、「第二期福生市生涯学習推進計画」を策定するための福生市の生涯学習の振興方策に伴う答申につい

て、その提案理由並びに内容について説明申し上げます。

初めに提案理由でございます。平成22年3月18日に福生市社会教育委員の会議議長より福生市教育委員会委員長あてに、「第二期福生市生涯学習推進計画」を策定するための福生市の生涯学習の振興方策のあり方について答申が出されましたので、本案を提出するものでございます。

議案第27号資料を御参照ください。平成21年4月23日に福生市教育委員会教育委員長より諮問を受け、以後12回にわたる審議を重ね、答申がなされたものでございます。この間、多岐にわたるテーマの協議・検討のほか、生涯学習推進計画策定に係るアンケート調査、生涯学習フォーラム、生涯学習シンポジウムを行い、広く市民の意見を聞き、答申としてまとめたものでございます。

内容につきまして説明をさせていただきます。答申書の構成は三つの章と資料編によりなっております。

第1章でございます。生涯学習推進の基本的な考え方として、第1節から第2節までは、生涯学習をめぐる動向を国における取組、東京都における取組、また福生市における取組について、関係する法令、答申書、計画書等の文言を引用しながら、その流れを紹介しております。

第3節としまして、生涯学習の推進と必要性の背景を近年の社会情勢の変化を踏まえ、様々な視点から考察し、整理をしております。

第2章でございますが。市の生涯学習を取り巻く現状と課題について、第1節から第3節におきまして、平成21年度に行ないました生涯学習についてのアンケート調査から得られた市民意識を参考に、市民ニーズに応じた多彩な趣味・教養に関する学習機会の提供。さらに乳幼児期、学童期、青少年期、成人期及び壮年期、高齢期と、ライフステージに応じた学習要望に応える必要性が述べられております。

第4節では「生涯学習とまちづくり」の関連について、また第5節では「生涯学習関連施設」について、市民の利便性向上や施設の延命化の必要性、さらには公民館について生涯学習センターの機能を担う施設としての充実が期待されていることが指摘されております。

第6節では「学校・家庭・地域の連携」の必要性について述べられておきまして、特に子どもたちの「生きる力」の育成、さらには「つなぐ」を重要な視点ととらえ、学びを通じた様々なつながりをもった生涯学習社会を目指すとともに、各年代に必要な「生きる力」を育む支援の必要性が強調されております。

続きまして第7節以降、第12節まででございます。第7節では「青少年の健全育成」、第8節では「障がいのある人の学習参加」、第9

節では「国際化への対応」、第 10 節では「スポーツ・レクリエーション」、第 11 節では「文化政策の推進」、12 節では「環境問題・景観形成」といった様々な視点から現状と課題についての考察が行なわれております。

第 3 章としまして生涯学習の方向性について述べられております。

第 1 節では「学習支援の体制整備・ネットワークの構築」について、これまで奨励型の社会教育行政から、市民や団体がさまざまな事業において企画段階からの参画を促進し、市民主体の学習活動に対する支援型の生涯学習行政への転換を課題としてとらえ、市民、NPO 団体、大学等と連携したネットワークの仕組みの構築の必要性、さらには民間活力を活用した事業委託、近隣自治体との広域的な学習の支援体制の必要性が指摘されております。

第 2 節の「学習情報の提供と相談活動の充実」では、現在行なっている様々な媒体を通じての学習情報の提供のさらなる拡充と、生涯学習センター機能の充実などによる学習情報の提供、また学習相談機能の充実を進める必要が指摘されております。

第 3 節の「人材の育成・確保」では、地域における学習活動の支援のため、地域の人材と連携し、市民の学習活動が円滑に行なわれるような地域全体での仕組みづくりを行なうために、専門的な知識や技能を持つ市民の人材確保、人材バンクの設置についての具体化の検討の必要性が述べられております。

最後に第 4 節「学習成果の活用と評価」としまして、個人の学習成果を生かすことのできる社会の実現を目指すために、学習成果の発表、学習成果の活用を現状よりもさらに充実させ、地域社会の活性化と持続性のある社会づくりにつなげていく必要があること。そして学習成果の評価について、現在行なっている市内の生涯学習に関する施策の点検・評価を進める中で、さらに専門的評価を行なうためのシステムづくりの検討の必要性が述べられております。

以上雑駁な説明でございますが、答申書の概要の説明とさせていただきます。本答申につきまして御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。以上でございます。

委員 長  
平野 委員

内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

今回のこの答申書を読ませていただいて、改めて生涯学習、生涯教育について勉強させていただきました。これは長期計画、10 年と考えるとよいのか、5 年と考えたらよろしいのでしょうか。まずその点一つお聞かせいただけますか。

社会教育課長

本年度策定作業を進めますが、10 年間の計画の中で前期 5 年、後期 5 年の計画として考えております。この答申書に基づきまして、今年

度計画の策定作業を進めまして、平成23年度からの向こう10年間の計画になります。

平野委員 わかりました。それともう1点、「ライフステージと生涯学習」なのですけれども、ライフステージですから、次を見ましても0歳から始まっています。1.乳幼児期についてなのですけれども、ここを読みましたら、生涯学習とは「市民がみずから行なう学習」と定義づけられておりますので、乳幼児が自ら学習を受けることはできませんから、大人のサポートなしではとこのように書かれてと思うのですけれども、こちらの文章は子どもを中心ではなくて、子どもをサポートする親を中心に書かれていると思います。

乳幼児期を見ますと、やはり児童館では赤ちゃんのための教室があったり講座があったり、また図書館でも0歳児から読み聞かせをやっていたり、ライフステージの中の、乳幼児期の生涯学習をとらえるのであれば、そのような書き方もあるかと思えます。ここにはサポートする親の課題が書かれていると思います。もう少し乳幼児期の生涯学習で、中身を具体的にに入れていただいてもいいのかといった感想を持ちました。

委員長 他にございますか。幾つかまとめた上でお答えいただきましょう。取扱いについてですが、この答申をいただいと、教育委員会で一字一句を認めるといったほど価値を持つのですか

次長 いえ、受理していただければと思います。

委員長 細かいところは、今言った御意見も添えて、事務局で今後計画をつくるわけですか。

次長 庁内の策定作業が始まっていますので、そこで利用させていただきます。

委員長 わかりました。他にございますか。

加藤委員 1.乳幼児期の「今後は、父親の育児参加」についてなのですが、どのように具体的に考えられていられるのか教えてください。

委員長 私は、極めて大胆に切り込んだと思います。ライフステージは、たったこれだけの言葉で一生涯を表している。今乳幼児期についてお二人の委員の方から御意見が出ましたけれども、例えば学童期・青少年期の課題は、学校週5日制の対応とのことですが、今の時点では古いですね。あるいは、課題としてコミュニケーション能力の向上だけがなぜ取り出されているのか。極めて大胆だと思うのですね。もう少しきめ細かくあるべきとの意見ぐらいでいいのではないのでしょうか。

教育長 私から申し上げます。生涯学習推進計画を教育委員会としてつくりますが、その前に私ども教育委員会が社会教育委員の会議に、どのような課題や、市民の御意見、声があるのでしょうか、お聞かせをいた

だけませんかとお尋ねをし、それに対して社会教育委員の会議は、私たちはこのように思っていますので、お答えを申し上げますとまとめていただいたことでもありますので、これについて議論をしても、私どもとしては余り意味のないことをごさいますして、これから先私どもがこれを受けてどのような行政計画をまとめていくかが大事なことであります。その際には教育委員の皆さんから御指摘をちょうだいして、教育委員会としての計画を確定していただければよろしいと思えます。

委員長 私が申し上げたことは、乳幼児に限らず各所で極めて大胆に課題を絞ってくださっているから、少し絞りすぎではないかといったことです。動いているものですし、幾つかの意見がありましたことを踏まえて、これはこれとしてお認めさせていただいて、事務局が案をつくってくださいますから、そこへの一つの注文として委員から意見が出たと取り扱わせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。ないようでしたら質疑を終わります。お諮りいたします。議案第 27 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 27 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 13、議案第 28 号、福生市体育指導委員の委嘱についてを議題としたいと思えます。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 日程 13、議案第 28 号、福生市体育指導委員の委嘱について、その提案理由並びにその内容について御説明いたします。

初めに提案理由でございますが、福生市体育指導委員に関する規則第 4 条の規定に基づき、次の者を福生市体育指導委員に委嘱するものでございます。

内容でございますが、体育指導委員の任期は 2 年でございます。したがって任期の期間は平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。また表中の山崎重徳氏から沖山健司氏までは継続いただける体育指導委員でございます。表中の最下段の沖山裕子さんにつきましては新任でございます。総勢で 9 名でございます。

説明は以上でございます。審議を賜りまして原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 今度新任されました沖山裕子さんは、その上の沖山健司さんと御夫

婦でいらっしゃるのですか。

スポーツ振興課長 はい、そのとおりでございます。

平野委員 委員の方の年齢層は各世代にいらっしゃる構成になっているのでしょうか。

スポーツ振興課長 30代から50代です。年齢で選択はしておりません。その人の持っているスキルと、意気込みでお願いをしているところがございます。

委員長 今後の体育指導委員の役割とは、何かビジョンをお持ちでしょうか。

スポーツ振興課長 法律も位置付けの検討をしていると聞いております。具体的な案はいただいておりませんが、福生市は他市と少々違いまして、地域からの推薦をいただき、地域に根ざした形で選任をされておられませんので、そこがスポーツ振興の分野からいくと今後課題になっていると認識を持っております。できるだけ今のメンバーで地域に接点を持てる方策を講じなければと考えております。

委員長 わかりました。他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第14、議案第29号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。公民館長より内容説明をお願いいたします。

公民館長 日程第14、議案第29号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案理由並びに内容について御説明いたします。

提案理由ですが、平成22年3月3日付けで現公民館運営審議会委員の木村時雄氏から、一身上の都合で文化協会を退会すると退任届けが提出されました。それに伴い木村氏の推薦母体である福生市文化協会より、新たな公民館運営審議会委員の候補の推薦がなされたので、福生市公民館条例第17条の5に基づき、在任期間の委員を補充しようとするものでございます。

新たな委員は小山信一氏ですが、福生市山野草研究会に所属し、今までに公民館が主催している市民文化教室の講師などもお願いしている方です。また福生市民文化祭などでも長年にわたって関与していただいている方でもあります。

以上で提案理由及び内容の説明といたします。審議を賜り原案どおり御決定いただけますようお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

- 文化協会からの推薦を受けて出てきた方ですね。
- 公民館長 はい、そのとおりでございます。
- 委員長 わかりました。よろしいでしょうか。
- ないようでしたら、質疑を終わります。
- お諮りいたします。議案第 29 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 29 号は原案のとおり可決することといたします。
- 次に、日程第 15 号、報告第 2 号、福生第三小学校における通級指導学級の新設についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。
- 主幹 それでは福生第三小学校におきます通級指導学級の開級について御報告を申し上げます。
- まず 1 にございます開設の趣旨でございますが、これは下表を御覧いただければおわかりになりますように、近年第五小学校、第六小学校の情緒障害通級学級の在級人数が増加をいたしております。それに伴いまして施設面での対応が非常に難しくなっている状況から、この度新たに通級指導学級を開級いたすことといたしました。
- 開設の場所でございますが、福生第三小学校に開設をいたします。これにつきましては各中学校区に 1 校の小学校通級指導学級が開設されることとなるため、第三小学校を選んだわけでございます。開設時期は平成 22 年 4 月からといたしました。
- 新学級につきましては名称を「やまなみ学級」といたしたいと学校から申し出がございました。理由は記載してございますように、校舎から奥多摩や秩父の山並みが望め、校歌の歌詞にも「やまなみ」の言葉が用いられております。また学校文集も「やまなみ」といったタイトルであり、古くから使っていた通知書も「やまなみ」といったタイトルだったことで、一つの第三小学校のイメージを表す言葉となっているとのお話から、「やまなみ学級」がふさわしいだろうといった判断でございます。
- 在籍の人数でございますが、そこでございます人数でスタートいたします。担当の教職員 3 名でございますが、田中明子教諭は現在福生第六小学校の通級指導学級で指導をしておる教諭でございます。福生市の通級指導学級の指導についてはベテランでございますので、第三小学校での開級にふさわしい人材であると考えております。
- 開級式につきましては、先の 3 月 19 日教育委員会協議会の際に学校からの御案内をお配りいたしました。4 月 12 日月曜日、午前 10 時か

らを予定いたしております。

今後の課題といたしましては、まず校内における児童や保護者に対する理解・啓発が必要ではないかと考えております。今回第三小学校にこの学級を開設するに当たりまして、第三小学校の担任から、特別な教育的支援が必要であると授業の中で感じる児童の数が、かなりの数上げられたわけですが、実際に教育相談室で保護者との相談を行い、また相談員による授業の観察、さらには諸検査等の結果等を経ても、最終的に保護者の方から御希望がいただけなかったケースがかなり多数ございました。これらにつきましては既に開級している第五小学校、第六小学校で希望がかなり多いことから考え合わせて、今後第三小学校内においても、さらに積極的なアピール、実績の積み重ねも必要になってまいらうかと思っております。

同様に、第二小学校における児童・保護者に対する周知徹底も必要ではないかと思っております。上の表にもございますように、第二小学校からの入級は今回スタート時点では1名でございます。多くの第二小学校の児童は、第五小学校の「かわせみ学級」への継続的な通級を希望いたしております。もちろん環境の変化についてなかなか難しいところがあるお子さんたちが多いので、これは仕方がないところかとも思いますが、今後中学校区での配置を考えると、第二小学校からも第三小学校の「やまなみ学級」への通級を、段階的に増やしていく必要があるのかととらえております。

さらに今後の課題として「教室設備の整備」と書きました。これは具体的にどういうことかと申しますと、市内中学校の「福二学級」も含めて、通級指導学級への入級、通級をする玄関が教室に直接入る形となっています。これは遅れて授業に入ってくる児童や生徒に対する配慮といったこともあるわけですが、第三小学校は施設的な都合からそれができませんでした。通常の子童が使う入り口を使って、廊下を歩いて入っていく形になっています。これについては第三小学校の教諭からも、改善をしてもらえないかとの要望は実際に出ているわけですが、給食センターを歩いていかなければならないことになってしまいますと、通学についての危険も多くなってございますので、今後、入室についてどのような形で、抵抗なく児童が通えるようにするのかについて、学校との協議をしながら考えていく必要があるかと思っております。

以上、御報告でございます。

委員長

内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。例えば裏側から階段をつくることも含めてのお考えでしょうか。

主幹

階段については、確かに学校側から階段をつくることはできないか

との話はございましたが、非常に多くの予算がかかることで、今回の開級に併せてそこまでの処置はできなかった都合がございました。

委員長 将来構想を幾つか検討なさっていく必要はありましょうね。時間とお金のこともあります。

もう一つ、通級指導学級は、将来各学校に1つずつ必要だと思いませんか。

主 幹 理想形を考えるとやはり、校内で通級ができることは児童・生徒にとって利便性も多く、通う間の危険性も軽減できますので、理想的には各学校に設置するのがよろしかろうと思いますが。様々問題がございましたので、現実的には難しいところもございます。

委員長 例えば「かわせみ学級」や「かめこの学級」はどこからどのように、学区があるのか、理由を付せばそれを越えてももちろん通級できますね。実際の姿を今度教えてください。

他に質疑はございませんか。

平野委員 中学校の通級指導学級に「福二学級」がありますが、第二中学校の生徒だけだった気がします。「かわせみ学級」にしても結構な人数いらっしやいまして、第五小学校や第二小学校から第二中学校の「福二学級」に通うのは、やはり距離的に大変なのかと思うのですが、いかがでしょうか。中学校の通級に関しては、これからどのように考えていけばいいのでしょうか。

主 幹 「福二学級」でございますが、新年度は恐らく22~3名で、3学級のスタートになります。そのうち少なくとも2名は第一中学校からの通級になります。実は既に本年度、年度途中の措置として第一中学校から1名が通級をしております。この者につきましては福祉バスの利用をいたしております。福生病院まで福祉バスが通っておりますので、そこまで来て通い、帰りは学校の職員がその停留所まで送る形での通学をいたしております。

今後その福祉バスを使った通級を考えてまいりますのと同時に、来年度、これは試験的なことなのですが、第二中学校の通級指導学級の教員を週のうちに何日か、第一中学校と第三中学校に派遣をしてみたいと思っております。それらの学校で、通級指導が本来であれば必要と思われる生徒の抜き出しをいたしまして、そこで指導をして、場合によっては第二中学校につなぎ、場合によってはそれぞれの学校の開いた教室の一層の充実を図っていく形で、中学生についての指導の充実を図ってまいりたいと思っております。

委員長 ちょうどよい空き教室があるのですか。

主 幹 はい、左様でございます。

委員長 面白い考え方ですね。教員が通級する。

加藤委員 担当の教職員なのですけれども、第六小学校から田中先生がいらっしゃいますね。そうすると今までの「かめのご学級」や「かわせみ学級」にまた一人増やす等、今後はどのような配置になっているのですか。

主幹 それぞれ新規採用の教員、異動の教員による補充はいたします。第六小学校の「かめのご学級」には本年度4月に第五小学校の「かわせみ学級」から核になる教員を異動させておりまして、「かわせみ」「かめのご」「やまなみ」、それぞれに主任級の教員を配置して共通理解の上で指導を進めていくような形をとってまいりたいと思っております。

加藤委員 もう一点なのですが、第三小学校に開設するとのことで、その教室の場所が私も把握していませんでした、先程給食センターを歩いていくと危ない等言われていましたので、その位置を教えてくださいと思います。

主幹 申し訳ございません。図を付けて御説明を申し上げるべきところでした。場所でございますが、一番奥、体育館の手前と申しましょうか、これまで「ふっさっ子の広場」を設置しておりました場所に新たに工事をいたしまして開設いたします。

加藤委員 もう少し、他の児童と会わない場所は考えられないのですか。

主幹 様々な条件を考え合わせたくえ、そこが一番よかろうとの判断で開級をいたした次第でございます。

委員長 外から入れるドアをつくるのが一番早いかもしれませんね。よりよき設備となるよう検討してください。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第2号は原案のとおり承認することといたします。

次に、日程第16、報告第3号、平成22年度全国学力・学習状況調査の実施についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは報告第3号、平成22年度全国学力・学習状況調査の実施につきまして御報告申し上げます。

実施の日時でございますが、平成22年4月20日火曜日に児童・生徒に対する調査が行なわれます。一方学校に対する質問紙調査につきましては4月中の実施となっております。

調査事項でございますが、児童・生徒に関する調査といたしまして

は、教科に関する調査は小学校6年生で国語と算数、それぞれが主として知識に関する問題と、主として活用に関する問題、いわゆるA問題、B問題の形で出題されます。同様に中学校3年生の国語と数学についても調査が行なわれます。併せて児童・生徒に対しては質問紙調査として意識調査が行なわれます。それに加えて学校に対する質問紙調査も行なわれます。

実施方法でございますが、抽出調査になっております。こちらにつきましては補足でございますけれども、平成21年度の実施では全校で行なってございましたが、平成22年度、文部科学省の方針が変わりまして、抽出校での実施になってございます。したがって規模といたしましても縮小で、市全体のデータも出せなくなりますので、活用も限定的といった形になりますが、こうした条件の下で活用していくことで、参加を予定しております。

また福生市における実施の予定でございますが、抽出調査校につきましては先程の4月20日に実施要領に従って実施をいたします。またそれ以外の学校につきましては、文部科学省から問題が送付されますので、市独自で、そちらを各学校で活用するといった形での参加になります。したがって平成22年度につきましては、全国学力・学習状況調査が抽出調査となったことに伴い、平成22年度に市内全校が参加する学力調査は、10月26日火曜日実施の東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査のみとなる予定でございます。

説明は以上でございます。

- 委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 平野委員 抽出校とのことで、文部科学省から限定されているとのことですが、それ以外については市で問題を用意して、それを使ってテストをするのか、他の学校は全校そのテストを使って別の日に市内で実施するのですか。そうではなくただ配付されて、各学校にお任せするのでしょうか。
- 指導主事 市独自と申しましたのは、対応の仕方が市独自でございます。
- 委員長 質問の仕方を変えます。これと同じ日に文部科学省から問題をいただけるのですか。
- 指導主事 問題につきまして市独自の問題を用意しているのではなく、文部科学省の抽出校が受ける問題と同じ問題を、用紙のみ後日文部科学省からいただきます。
- 委員長 4月20日に全校同時にやることは可能ですか。
- 指導主事 問題用紙は抽出の学校も、抽出でない学校も事前に届きますので、同じ日に実施することは可能です。
- 委員長 わかりました。国の方針自体が少し迷走した面もあって、私どもも

なかなか理解しにくいところがありますが、やってみた結果で様々考えていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。それでは質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第3号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第3号は原案のとおり承認することといたします。

次に、日程第17、報告第4号、平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは報告第4号、平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施につきまして御報告を申し上げます。

調査事項につきましては、児童・生徒に対する調査といたしまして、小学校第5学年及び中学校第2学年を対象として実施されます。

内容はいわゆる新体力テストと呼ばれる8種目について行ないます。種目は、小学生は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げでございます。中学校につきましては同様に握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルランまたは持久走の選択で持久力を測ります。50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げになっております。併せまして児童・生徒に対して質問紙の調査も行なわれます。そして加えて学校に対する質問紙調査も実施される予定であります。

実施の日時でございますが、平成22年4月から7月末までの期間に実施することになっております。7月末までに各学校で実施し、その後データを文部科学省に報告する形での実施となります。実施の方法ですが、抽出調査になってございます。

福生市における実施の予定でございます。抽出調査校に指定された学校におきましては、実施日時に実施要領にしたがって小学校第5学年及び中学校第2学年で実施をいたします。抽出候補学校として連絡が来てございますのが福生第二小学校、福生第三小学校、福生第四小学校の3校でございます。これは候補となっておりまして、3月下旬に文部科学省から抽出対象決定の通知がある予定であると通知をいただいておりますが、まだこちらの決定の通知は本日現在来ておりません。

その他の学校につきましては、厳密に申し上げますと全国体力・運動能力、運動習慣等調査ではございませんが、主として市の取組とい

たしまして、その他の学校につきましては抽出調査校に準じて、平成22年4月から7月末までの期間に新体力テスト及び質問紙調査を実施する予定であります。

こちらにつきまして、8月上旬に市内全小・中学校のデータを集計いたしまして、市として体力等の実態を把握する方向で予定しております。こちらは12月に公表されます全国体力・運動能力、運動習慣等調査の集計結果と併せまして実態分析を行い、各学校における児童・生徒の体力向上に活用する予定であります。以上報告とさせていただきます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
こちらにも公表しないでやるか、両方公表してしまうか、平仄を合わせていただきたいですね。迷走されるのは困りますね。

教 育 長 学力調査ほど問題がないでしょうといった考え方ですかね。  
委 員 長 知力、体力はそれぞれやはり慎重に取り扱わなければいけませんね。  
他に質疑はございませんか。  
ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第4号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって報告第4号は原案のとおり承認することといたします。

次に日程第19、報告第6号、福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の人事異動についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 それでは、報告第6号、福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の人事異動について御説明申し上げます。平成22年4月1日付の教育委員会事務局職員の人事異動の件でございます。この度の人事異動職員の一覧が記載してございます。

まず部長職でございますけれども、教育委員会事務局参事(兼)指導室長事務取扱でございますけれども、川越孝洋参事から、新たに佐伯英徳参事になります。そして課長職でございますけれども、庶務課長が新たに田村博敏庶務課長、そして学校給食課長は山崎勇学校給食課長。そして高木裕社会教育課長と鳥越裕之スポーツ振興課長がございまして、こちらは課の名称変更に伴う異動でございますので、現状のままの形になります。そして公民館長には高橋清樹公民館長、図書館長には島弘図書館長となります。

そして課長補佐以下でございますけれども、こちらの表には22名記載してございますが、このうち現状での昇任、あるいはまた課名変更

によります異動も入っておりますので、新たにほかの部署から教育委員会に参る職員につきましてはこのうち 10 名となっております。以上が人事異動についての説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようでしたら、質疑を終わります。  
お諮りいたします。報告第 6 号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第 6 号は原案のとおり承認することといたします。  
委員の皆さんからは何かありませんか。

平野委員 昨日無事中学校の卒業式も終りまして、子どもたちも巣立っていったわけなのですけれども、一番気になりますのが生徒の進路についてです。先程の学校評価総括表には、第一中学校高校合格率 97%といった数字があるのですが、他の学校についても可能な範囲で教えていただけますでしょうか。

指導主事 中学校は、大方高等学校入学試験が終っておりますが、定時制の二次試験につきまして、一部まだこれからのところもございます。集計がまとまり次第改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

平野委員 経過的には良い状態でしょうか。

指導主事 良い悪いとはなかなか難しい表現ではございますが、今年は例年に比較しまして、推薦入試は 1 月から始まっておりますが、比較的早くに進路が決まる数が多ございました。一般入試後、決まった数も、例年に比べまして割合が高くなってございます。そういった意味では良いと表現ができるかと思っております。

委員長 よろしいですか。他にありませんか。  
以上で、本日の日程は全て終了しました。  
これをもちまして、平成 22 年第 3 回福生市教育委員会定例会を終了いたします。  
ありがとうございました。

午前 11 時 45 分 閉会